

（健康及び安全）

- ・ 子ども一人一人と集団全体の健康及び安全の確保に努め、また、子どもが自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めるよう支援する。
- ・ 保育士等は、施設内外の保健的環境の維持向上、安全対策の共通理解や体制作り努める。
- ・ 火災や地震、不審者侵入等の危機管理を徹底し、子どもの安全確保に努める。

（プライバシーの保護及び秘密保持）

- ・ 入所児童、保護者に関して知り得た情報は、決して他言しない。
- ・ 個人情報に関する書類の管理を適切に行い、外部へ持ち出さない。
- ・ 保護者等から受けた相談内容、子どもの言葉、他の保護者から得た情報は、園内で適切に検討、処理し、外部に漏れないような配慮をする。
- ・ インターネットのホームページに個人の顔を写真で出す時は、了解を得てから載せている。
- ・ 保護者から了解を得ていない人からの、児童に関する問い合わせには応えない。

（保護者に対する個別支援）

- ・ 子どもの健全育成の観点から、多胎児や低体重出生児、外国籍の子ども、慢性疾患のある子どもへの保護者支援を行う。精神疾患等を抱える保護者、育児不安を持つ保護者への個別的な対応も必要に応じて行う。

（障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する支援）

- ・ 障害のある子どもが安心して生活できる生活環境をなるようにする。
- ・ 保育士は子どもの発達過程や心身の状態を把握し、理解する。個別指導支援計画を作成し、子どもが安定した生活を送る中で、自己を十分に発揮できるように見通しを持って保育する。
- ・ 障害のある子どもの理解と援助は、保護者や家庭との連携が大切である。保育所と家庭での生活の状況を伝え合いながら子どもへの理解を深めたり、保護者の悩みや不安などを理解し支えていく。

（保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援）

- ・ 子どもの身体の状態、情緒や行動、養育の状態等について、普段からきめ細やかに観察する。また、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守る。